

通 達 書

浅 草 神 社
浅草神社奉賛会

平成18年度浅草神社例大祭齋行に於いて、本社神輿二之宮の担ぎ棒が毀損されたことは前代未聞の深刻な不祥事であって、今後の浅草神社例大祭に於いては二度と繰り返されてはならないことと強く決意するものである。

今回の事件の際には本社神輿二之宮の担ぎ棒の上に多くの担ぎ手が乗っており、このことが担ぎ棒を毀損させた大きな原因の一つである。そもそも、本社神輿には浅草神社のお神霊をお祀りしているのであって、人が乗ることは浅草神社のお神霊を汚す行為となり許されないことは言うまでもない。

従来から、浅草神社例大祭齋行に当たっては、実施要項冒頭にも「神輿の上には何人（なんびと）も乗ることを禁ず」と明記してあるとおり、神輿に乗ってはならないと繰り返し注意をしてきたところである。しかし残念ながら、永年の浅草神社例大祭齋行の間に、この原則が軽視される傾向が見られる様になってきた。

浅草神社及び浅草神社奉賛会は、今回本社神輿二之宮の担ぎ棒毀損という重大事件を契機として、神輿に乗らないという重要な原則を厳密に守るため、今後の浅草神社例大祭に於いて以下に規定する「定め」をおき、関係各位に通達する。この「定め」は、浅草神社奉賛会傘下の者を始めとして浅草神社例大祭に於いて神輿を担ぐ者全員が徹底して厳守しなければならないものである。

今後この「定め」の制定を契機として、平成24年の三社祭齋行700年の年に向けて、浅草神社例大祭が本来の姿に立ち返るよう全力で努力することを改めて決意し、茲に表明するものである。

「定め」

1. 氏子44ヶ町に所属する町会役員、青年部、担ぎ手を始め総ての浅草神社奉賛会傘下の者は、各町渡御中も含め如何なる場合も理由の如何を問わず、本社神輿に乗ることを禁ずる。
2. 浅草神社宮頭の指揮下にある鳶頭は、本社神輿庫入れ時及び有事の際を除き、理由の如何を問わず本社神輿に乗ることを禁ずる。
3. 浅草神社奉賛会並びに浅草警察署に契約書を提出して宮出しに参加を認められた神輿同好会に所属する担ぎ手は、如何なる場合も理由の如何を問わず本社神輿に乗ることを禁ずる。
4. 浅草神社奉賛会傘下の者、鳶頭、上記同好会所属の担ぎ手等の内、何れかの者が上記各定めに違反して神輿に乗ることがあれば、『次年度以降の浅草神社例大祭において、宮出し・宮入りに際しての違反の場合は宮出し自体の中止、本社神輿各町渡御に際しての違反の場合は本社神輿各町渡御時の該当町会の朱引図の削除』を含む重大な罰則を適用する。
尚、浅草神社奉賛会傘下の者、鳶頭、上記の同好会所属の担ぎ手が担いでいる最中に、他の者が神輿に乗った場合も同様とする。即ち、同じ神輿を担いでいる最中に何人たりとも神輿に乗ることがあれば、その神輿を担いでいる者の連帯責任とみなす。